

[啓発コーナー]

電力・ガスの契約内容を「よく確認」しましょう!

電力やガスの小売全面自由化から数年がたちますが、「会社名を偽ったり」、「電気代が安くなる」、「割引が適用される」というセールストークで、自社との契約を迫る電力・ガスの販売会社に関する相談が相変わらず多く寄せられています。

[トラブル事例]

利用している大手電力会社を名乗る者から「電気料金が安くなるので、検針票の内容を確認したい」と電話があり、住所、氏名、お客様番号等を答えた。その際、「契約する」と言った覚えはなく、また、「電力会社が切り替わる」という話も聞いていない。後日、「契約締結のお知らせ」というはがきが届き、従来の大手電力会社とは違う会社から、電気料金の請求が届くようになった。電気の契約先を変更した覚えもないし、「契約書」への署名、押印もしていない。勝手に電力会社を変更されているのであれば、元に戻したい。



このようなトラブルを防ぐために、以下のことに気をつけましょう!

- ★電話や訪問販売で勧誘を受けた時は、勧誘してきた会社と新たに契約する会社の名称や連絡先を必ず確認しましょう。
- ★勧誘時には、電気やガスの料金プランや算定方法を、十分に説明してもらい、契約する場合は、メリット・デメリットを十分理解した上で行いましょう。
- ★勧誘時に、検針票の記載事項(住所、氏名、顧客番号等)を聞かれても、安易に教えてはいけません。これらを教えてしまうと、勝手に契約先を変えられることがあります。
- ★契約を変更してしまっても、クーリング・オフ等ができる場合があります。慌てずに対処しましょう。

対応に困ったら、すぐに消費生活センターに相談しましょう!

消費者ホットライン ☎188(いやや!)

[生活情報コーナー]

食品ロスを減らすために、できることから始めてみませんか?

新型コロナウイルス感染防止のため、在宅勤務等が続き、外食を控えてご家族で食事をする機会が増えています。毎回の食事の支度は大変だと思いますが、こんな時だからこそ、改めて食品ロスについて考えて、私たちにできることから始めてみませんか?

食品ロスとは?

本来食べられたはずなのに捨てられてしまった食品のことです。この食品ロスが約612万トン(平成26年度)も発生しています。食品ロスの発生量を日本人ひとり当たりで換算すると、お茶碗一杯分(約132グラム)の食べ物が毎日捨てられている計算になります。これは飢餓で苦しむ人々に向けた世界の食糧援助量(平成29年で年間約380万トン)の約1.7倍に相当します。



食品ロスの半分は一般家庭から発生

過剰除去(野菜の皮の厚むき)や出された食事の食べ残し、消費・賞味期限切れによる廃棄によるものです。



家庭から「食品ロス」を削減しよう。

食べ物の廃棄量を減らすという環境面だけでなく、家計面でも大きなメリットがあります。

買い物・保存の際にできる取り組み例

- 1 買い物に行く前に食品の在庫を確認し、買う物をメモして出かけるようにしましょう。
- 2 使い切れる分だけ購入するようにしましょう。
- 3 食品の期限表示をこまめに確認し、期限が近いものから使うようにしましょう。
- 4 食材ごとに適した方法で保存し、食材を長持ちさせましょう。

調理・食事の際にできる取り組み例

- 1 料理は食べ切れる分だけ考えて作り、出された料理はきちんと食べ切るようにしましょう。
- 2 料理は必要以上に作りすぎないようにしましょう。
- 3 中途半端に残った食材は、別な料理に活用するなど、使い切りましょう。
- 4 野菜の皮にも栄養があります。よく洗って皮ごと調理してみましょう。
- 5 外食時は、食べ切れる量を注文しましょう。



※参考サイト 消費者庁「食品をムダにしないレシピ」



「消費期限」と「賞味期限」の違いがわかるかなあ?
 「消費期限」は食べて安全な期限、「賞味期限」はおいしく食べることができる期限を表しているのじゃ! 「賞味期限」が過ぎてもすぐに捨てずに、まだ食べられるか、見た目や匂いなどで判断するといいぞ。でも、一度開封したら、期限にかかわらず早めに食べるぞ!

ちょっと待って! その契約「相談コーナー」



引越しサービスを利用する際の留意点!

相談事例

- 1 他県からの引越しで、購入して1年ぐらしか経っていないソファと机を、積み込み時に破損された。営業員は認めているが、なかなか修理されない。
- 2 インターネットの比較サイトで安い事業者を見つけ、電話した。約款がメールで届いた翌日にキャンセルを申し出たところ、解約金を請求された。支払わないといけないうか。

センターからのアドバイス

- 運送事業者が提示する「標準引越運送約款」をよく読みましょう!
(注)約款とは 契約を結ぶときの約束事
運送事業者は、国土交通省が定めた「標準引越運送約款」に基づくルールにより引越しを行います。この約款は見積り時に提示することになっていますので、荷物の破損時の補償や解約金など必ず内容を確認してください。
- 見積りをしっかり比較し、納得のいく業者を選びましょう!
見積書には「引越し」について、サービス内容と価格が記載されています。内容をしっかり確認・比較して業者を選びましょう。
- 引越後は必ず荷物のチェック!
荷物の破損、紛失に気付いたときはすぐに運送事業者に連絡しましょう。運送事業者の責任は荷物を引き渡した日から3ヶ月以内となっています。
- 困った時は、消費生活センターに早めに相談しましょう。

簡単に高額収入を得られるという 副業や投資の儲け話に注意!

相談事例

「高額収入を得る方法を教える!」と強調された広告等を見て連絡したところ、副業や投資等で儲けることができるノウハウを教えると勧誘されたが、実際は説明と異なり儲からない。

センターからのアドバイス

- 安易に事業者連絡しない!
ノウハウの情報は購入するまで内容を確認することができないため、少しでも怪しいと思ったら安易に事業者へ連絡しないでください。
- きっぱりと断りましょう!
広告には無かったコンサルティング契約やソフトウェアの購入を勧められた等、話が違うと思ったら契約をきっぱり断ってください。
- クレジットカードでの高額決済や借金してまで契約しない!
高額を支払うするためにクレジットや借金を勧められ、すぐに元が取れるから大丈夫と言われても、クレジットカードでの高額決済や借金をしてまで契約をしないでください。

[お知らせコーナー]

最寄りの相談窓口(市町村の相談窓口又は県消費生活センター)につながります。

消費者ホットライン ☎188(いやや!)

各地域の相談窓口のご案内

宮崎市及び都城市以外の窓口は
12:00~13:00を除きます。

● 延岡市消費生活センター	☎0982-26-0111	月~金 8:30~17:15
● 日向地区広域消費生活センター	☎0982-55-9111	月~金 8:30~17:15
● 西都児湯消費生活相談センター	☎0983-23-2110	月~金 9:00~17:00
● 宮崎市消費生活センター	☎0985-21-1755	月~金 8:30~17:00
● 日南串間消費生活センター	☎0987-23-4390	月~金 9:00~16:00
● 西諸県地域消費生活相談窓口	☎0984-23-1179	月~金 9:00~16:00
● 都城市消費生活センター	☎0986-23-7154	月~金 9:00~16:00
● 三股町福祉・消費生活相談センター	☎0986-52-0999	月~金 9:00~16:00

宮崎県消費生活センター相談専用電話のご案内

来所される場合は必ず
事前にご相談ください。

● 宮崎県消費生活センター	☎0985-25-0999	月~金 9:00~17:00
● 宮崎県消費生活センター都城支所	☎0986-24-0999	
● 宮崎県消費生活センター延岡支所	☎0982-31-0999	
※ 終了時刻の30分前までにお電話ください		☎0985-25-0999 土曜日 9:00~17:00

出前講座のご案内



【高齢者講座】



【若年者講座】

テーマ

- 暮らしの中の契約
- 悪質商法から高齢者を守る
- 知っておきたい食品表示
- クリーニングのかしこい利用法

消費生活に関するトラブルや悪質商法に巻き込まれないように、注意を呼びかける「出前講座」を行っています。職場の研修や高齢者クラブ、自治会、PTA、学校など県内どこへでも伺います。詳しいことは、お近くの県消費生活センターへお問い合わせください。

出前講座問合せ	【消費生活センター】 ☎0985-32-7171	【都城支所】 ☎0986-24-0998	【延岡支所】 ☎0982-31-0998
---------	-----------------------------	-------------------------	-------------------------

消費者教育コーナーのご案内

県消費生活センターのホームページに、消費者教育コーナーを設けています。教材や実践事例などの資料を掲載していますので学校関係者、消費者教育に携わっている方、興味のある方は、是非一度、ご覧ください。

宮崎県消費生活センターホームページは

こんなのアリ?

Q検索



本紙に関するお問い合わせは ☎0985-32-7171(代表)